



# 社協だより 広告掲載募集



## 枚方市社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり

「社協だより」は、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会が昭和56（1981）年から、枚方市民に向けて発行（全戸配布）している広報紙です。社協が実施している各種事業だけでなく、社会福祉に関するさまざまな情報を掲載しています。

### 申し込みについて

発行部数	約190,000部（枚方市内全戸配布）
発行回数	年4回（6月・9月・12月・3月）
申込期日	6月号→4月1日まで      9月号→7月1日まで 12月号→10月1日まで      3月号→1月5日まで

### 掲載金額

規格	料金(通常)	料金(組織会員)	料金(企業ふくし募金1口)
規格1（縦45mm×横60mm）	33,000円	30,000円	21,000円
規格2（縦45mm×横90mm）	49,500円	45,000円	32,000円
規格3（縦45mm×横180mm）	82,500円	74,000円	54,000円
規格4（縦75mm×横90mm）	66,000円	59,000円	43,000円
規格5（縦75mm×横180mm）	99,000円	89,000円	64,000円

※組織会員とは、枚方社協の趣旨・目的に賛同して基本的な構成員となり運営、事業に参加する団体または機関のことで、  
※企業ふくし募金とは、法人や事業所が枚方社協の趣旨・目的に賛同して支援する募金の仕組みです。

～下記のいずれかに該当する場合は掲載できません～

#### 〔掲載広告の基準〕

1. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
2. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
3. 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
4. 政治性及び宗教性のあるもの
5. 社会問題についての主義主張
6. 当該広告事業の内容を、社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
7. 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
8. 美観風致を害するおそれのあるもの
9. 社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
10. 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
11. 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
12. 求人広告のみを目的とするもの
13. その他、本会が掲載する広告として不適当であるとみられるもの

#### 〔掲載申込者の制限〕

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種
2. 風俗営業類似の業種
3. 消費者金融の招集
4. たばこにかかわる業種又は事業者
5. ギャンブルにかかわる業種
6. 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
7. 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の業者
8. 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
9. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者



社会福祉法人  
枚方市社会福祉協議会

〒573-119,  
枚方市新町2丁目1番35号  
ラポールひらかた内  
電話：072-844-2443  
FAX：072-807-5779  
Mail：soumu@hirakata-shakyo.net